

## 第4章 施策の方向性

### 第1節 障がいのある人が地域で安心して暮らすために

#### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスや外出支援に係る費用補助、相談支援体制の構築、住まいの確保など、地域での生活を支援する様々なサービスが提供され、本市においては、事業者や関係団体等との連携により、サービスが提供されています。

平成23年度に「砂川市障害者地域自立支援協議会」を設立し、障がいのある人の生活を総合的に支援するための体制を整備しました。

しかし、調査結果によると、住宅については、「冬期間の除雪」の充実や「住みやすい公営住宅の増設」、「住宅改修などに対する助成制度の充実」などが望まれています。

また、病気や健康状態、将来の生活、経済的なこと、就職のことなど様々な悩みを抱えています。家族・親族だけでは解決できる悩みは限られることが想定されるため、より専門的なアドバイスができる相談先の周知や相談支援体制の整備が求められています。

障がいや疾病の早期発見、適切な療育や医療が受けられる環境は、整いつつありますが、さらなる充実が求められています。

このように、障がいのある人の地域生活の支援ニーズは多様であるとともに、可能な限り障がいのある人が、障がいの種別や程度等に関係なく、必要なときにサービスを利用でき、地域で安心して暮らしていけるよう、相談からサービス提供まで総合的に生活支援できる体制づくりが重要です。

医療については、市立病院が平成24年10月の立体駐車場の完成により、全ての改築事業が終了し新病院として生まれ変わりました。新病院の設備面では、屋上にヘリポートを備えるとともに高性能の医療機器や最新設備を導入し、急性期疾患への充実した対応を図り、機能面では、中空知地域センター病院をはじめ、地域救命救急センター、災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、北海道認知症疾患医療センター等の指定を受けるなど、地域の基幹病院として大きな役割を果たしており、引き続き、医療・保健・福祉の関係機関等と連携し、地域医療の充実を図る必要があります。

## 【施策体系】

### 基本目標1 障がいのある人が地域で安心して暮らすために

#### 1 地域生活支援

##### (1) 生活支援サービスの充実

- ①訪問系サービスの充実
- ②日中活動を支援するサービスの充実
- ③日常生活を支援するサービスの充実
- ④外出に係る費用助成の充実
- ⑤重度の障がいのある人を対象とした生活支援サービスの充実
- ⑥経済的支援の充実

##### (2) 相談支援体制の充実

- ①相談支援体制の充実
- ②精神障がいのある人への相談体制の充実
- ③相談員制度の充実
- ④地域の身近な相談体制の充実
- ⑤計画相談支援・地域相談支援の充実
- ⑥地域包括支援センター等との連携
- ⑦障害者地域自立支援協議会の機能強化
- ⑧情報提供の充実

#### 2 住まいの確保・充実

- ①公営住宅の供給
- ②民間賃貸住宅への指導・啓発
- ③住宅相談窓口の充実
- ④住宅改修助成の周知・活用
- ⑤居住系サービスの充実

#### 3 保健・医療の充実

##### (1) 療育体制の充実

- ①早期療育に向けた体制づくり
- ②巡回児童相談の充実
- ③機能訓練の充実
- ④発達と障がいの研修の実施
- ⑤児童発達支援の充実

##### (2) 保健・医療の充実

- ①障がいの要因となる疾病の予防
- ②妊婦への早期援助の開始
- ③乳幼児の疾病の早期発見・支援
- ④訪問指導の充実
- ⑤精神保健活動の推進
- ⑥精神障がいのある人への在宅支援
- ⑦精神障がいのある人の退院促進に向けての支援
- ⑧難病患者への支援
- ⑨市立病院の充実
- ⑩経済的負担の軽減

# 1 地域生活支援

---

## (1) 生活支援サービスの充実

### ① 訪問系サービスの充実

居宅介護・行動援護・同行援護など障がいのある人の在宅での生活を支えるための適切なサービスの提供に努めます。

### ② 日中活動を支援するサービスの充実

生活介護・自立訓練・短期入所や地域生活支援事業のうち地域活動支援センター事業・日中一時支援事業など、障がいのある人の日中活動を支援するための適切なサービスの提供に努めます。

### ③ 日常生活を支援するサービスの充実

コミュニケーション支援事業・移動支援事業・日常生活用具給付等事業・補装具費支給事業など、障がいのある人の日常生活を支援するための適切なサービスの提供に努めます。

### ④ 外出に係る費用助成の充実

重度身体障害者ハイヤー料金助成や、重症心身障害児等通所施設交通費助成、肢体不自由児療育訓練交通費助成など、障がいのある人の外出を支援・促進するための費用助成制度の利用を促進します。

### ⑤ 重度の障がいのある人を対象とした生活支援サービスの充実

除雪サービスや高齢者等位置情報提供サービスなど重度の障がいのある人及びその家族を対象とした在宅での生活を支えるサービスの充実に努めます。

### ⑥ 経済的支援の充実

特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・介護手当の適切な支給や障害年金の受給など、障がいのある人の経済的な支援等に努めます。また、これらの年金や手当について制度の普及を進め、障がいのある人の地域での生活を支えます。

## (2) 相談支援体制の充実

### ① 相談支援体制の充実

障がいのある人や家族の意向を踏まえて各種サービスや地域の多様な社会資源等を結びつけ、総合的かつ計画的なサービス提供につなげるため、市と委託をしている相談支援事業者との役割分担を明確にし、相談支援体制の更なる充実に努

めます。そのため、障がい者施設や関係機関との連携を図りながら、障がいのある人及びその家族からの相談ニーズや対応方法等に関する情報の共有化を図ります。また、基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

## ② 精神障がいのある人への相談体制の充実

保健所や関係機関、委託している相談支援事業者と連携し、精神障がいのある人や家族への相談支援体制の充実に努めます。

## ③ 相談員制度の充実

身体障害者相談員、知的障害者相談員が地域に定着し効果的に支援できるように、相談員と市、事業者、地域団体等との連携を図るとともに、相談員の研修の充実に努めます。

## ④ 地域の身近な相談体制の充実

民生児童委員や町内会福祉部等への研修の機会を設け、障がいのある人や家族が身近な地域で相談できる体制の充実に努めます。

## ⑤ 計画相談支援・地域相談支援の充実

障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用、施設・精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域移行、また、移行後の地域生活が不安な人への相談支援体制として、事業者と連携し計画相談支援、地域相談支援の適切なサービスの提供に努めます。

## ⑥ 地域包括支援センター等との連携

障がいのある高齢者への迅速なサービス調整が行えるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター等との連携を図ります。

## ⑦ 障害者地域自立支援協議会の機能強化

障害福祉サービス事業者・雇用・教育・保健・医療等の関係者等とのネットワークとして平成23年度に「砂川市障害者地域自立支援協議会」を設立しました。

今後も相互の連携の下、障がいのある人やその家族が抱える様々なケースや多様なニーズへの対応や、意見交換、情報共有を図り、関係機関とのネットワークの充実に努めます。

## ⑧ 情報提供の充実

障がいのある人の生活を支える各種制度等に関する情報を一元的に把握できるガイドブックの作成や、ホームページの充実に努めます。

また、障がいのある人への理解を普及するため、広報すながわ等を活用していきます。

## 2 住まいの確保・充実

---

### ① 公営住宅の供給

三砂ふれあい団地、南吉野団地、石山団地では、建替事業に合わせてユニバーサルデザインとしており、平成4年以前に建築された団地につきましても、誰もが安心安全に暮らしていける公営住宅の維持に努めます。

### ② 民間賃貸住宅への指導・啓発

障がいのある人が住みやすい民間賃貸住宅を整備するため、「バリアフリー法」「北海道福祉のまちづくり条例」「北海道福祉のまちづくり指針」等による指導・啓発に努めます。

### ③ 住宅相談窓口の充実

障がいのある人が行う多様な住宅建築や改修に関する相談に対応するため、生活を支援する関係者や専門家等と連携を図り、住宅相談窓口の充実に努めます。

### ④ 住宅改修助成の周知・活用

「日常生活用具給付等事業」をはじめ、北海道社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」等の情報提供を充実し、バリアフリー住宅への改修を促進します。

### ⑤ 居住系サービスの充実

施設入所支援や、社会福祉法人やNPO法人によるグループホーム・ケアホームの建設の誘導、整備を進め居住の場の確保を図り、適切なサービスの提供に努めます。

## 3 保健・医療の充実

---

### (1) 療育体制の充実

#### ① 早期療育に向けた体制づくり

障がい児の早期発見・早期療育の一貫した体制整備と関係者との連携を確保し、地域療育の強化を図る「砂川地域療育推進協議会」の活動を推進します。

#### ② 巡回児童相談の充実

児童相談所職員（児童福祉司）が障がいや発達の遅れがみられる幼児や児童に関して、専門的な立場から相談を受け発達や進路などの指導、助言を保護者に与え育成を助長する巡回児童相談の充実に努めます。

### ③ 機能訓練の充実

肢体に障がいを持つ児童に対し、理学療法士による適切な訓練を行い、機能回復の促進を図る肢体不自由児療育訓練事業の充実に努めます。

### ④ 発達と障がいの研修の実施

保健・医療・療育・保育・教育・福祉等の関係者を対象に、児童の発達、障がいや療育などに関する専門的な知識の向上が図られるよう研修を実施するとともに、子ども通園センターの通園児の保護者を対象とした学習会等を開催していきます。

### ⑤ 児童発達支援の充実

子ども通園センターを中心に実施している児童発達支援の適切なサービスの提供に努めます。また、専門職による指導の充実に努めます。

## (2) 保健・医療の充実

### ① 障がいの要因となる疾病の予防

障がいの後天的要因となる疾病のうち、予防可能な生活習慣病に重点を置き、ライフステージに応じた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図っていきます。

### ② 妊婦への早期援助の開始

妊娠 11 週までの届出を促進するとともに、母子手帳交付時や妊娠中期の面接相談及び訪問指導等を通じて、早期からの継続した支援を行います。また、安全・安心な出産を確保するための妊婦一般健康診査への助成を継続していきます。

### ③ 乳幼児の疾病の早期発見・支援

養育環境も含めた発達保障に有効な乳幼児健診となるよう内容を充実するとともに、発達の遅れなどがみられる乳幼児に適切な支援を行えるよう事後フォロー、早期訪問指導の充実、療育機関との連携強化に努めます。

### ④ 訪問指導の充実

障がいのある人やその介護者の健康の保持増進を図るために保健師や栄養士が訪問し、相談・助言等の支援を行います。

### ⑤ 精神保健活動の推進

心の健康づくりや精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、保健所等で実施する精神保健相談や指導と連携しながら精神保健活動を推進していきます。

## ⑥ 精神障がいのある人への在宅支援

在宅生活の継続とQOL（生活の質）の向上を図ることができるように保健所や地域生活支援センターとの連携を推進していきます。

## ⑦ 精神障がいのある人の退院促進に向けての支援

精神科病院の入院患者のうち地域での在宅生活のための条件が整えば退院が可能な人などに対し、円滑な地域移行を図るための支援を行います。

## ⑧ 難病患者への支援

難病患者や家族のQOL（生活の質）の向上を図るため、日常生活用具を給付します。また、保健所が行う難病対策（相談・教室事業、医療等申請等）について、連携・協力していきます。

## ⑨ 市立病院の充実

地域の基幹病院として、地域の医療・保健・福祉の関係機関等と連携を図りながら、障がいのある人に配慮した診療内容・体制の確保に努めます。

## ⑩ 経済的負担の軽減

重度心身障害者医療事業、自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）等で、障がいのある人の医療費の負担を軽減するための助成を行います。

## 第2節 障がいのある人が地域でいきいきと暮らすために

### 【現状と課題】

障がいのある人が、地域でいきいきと暮らしていけるよう、特別支援教育の充実、障害福祉サービスのうち就労支援に係るサービスの充実が図られ、障がいのある人の社会参加については、町内会活動や趣味などのサークル活動、地域でのイベントへの参加など、障がいのある人の地域活動への参加が少しずつ進んでいます。

また、社会参加を促進するための環境整備については、関連法や条例に対応し、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進しています。

しかし、調査結果によると、就業状況については、「会社・自営業などで仕事をしている」の割合が、身体障がいや精神障がいのある人は約1割、自立支援医療（精神通院医療）受給者は2割強と、現在、就業中の人の割合は低くなっており、障がいのある人の就労促進や安定的な収入を得られるための仕事づくりを、サービス事業者、企業、関係機関が連携して取り組むことが重要となっています。

また、余暇時間や学校、課外活動等において、同じ障がいを持つ人同士あるいは、障がいのない人との交流などの社会参加活動の状況については、「特にない」の割合が、障がいの種別を問わず高くなっており、障がいのある人の社会参加を促進する様々な場の創出が求められています。

市内2か所の保育園では、保育所統合に伴う建替えにより、保育環境が整備され障がい児保育も実施されています。

今後も、障がい等のある子もいない子も共に過ごし、発達を促す集団保育の場となるよう保育の充実に努めます。

地域の防災あるいは防犯については、平成23年3月11日の東日本大震災を契機に、関心が全国的に高まっています。

調査結果によると、災害が起きたときの避難場所については、「知らない」とした人も多くを占めており、「災害時における避難場所までの誘導などをしてもらいたい」と回答した人の割合は、障がいの種別を問わず高くなっており、障がいのある人の災害時の避難誘導體制の整備が求められています。

## 【施策体系】

### 基本目標2 障がいのある人が地域でいきいきと暮らすために

#### 1 特別支援教育等の充実

##### (1) 保育の充実

- ①保育所の受入れ体制の拡充
- ②交流保育の充実
- ③保育施設・設備の改善
- ④障がい児保育のための職員研修の充実

##### (2) 特別支援教育の充実

- ①就学相談の充実
- ②特別支援教育にかかる研修の充実
- ③特別支援教育支援員の配置
- ④特別支援教育体制の充実
- ⑤特別支援教育の普及啓発
- ⑥学校施設・設備の改善・充実
- ⑦放課後等デイサービスの充実
- ⑧学童保育の受入れ

#### 2 就労支援の充実

##### (1) 一般就労支援の充実

- ①障がいのある人の雇用促進
- ②市職員としての雇用の拡大
- ③北海道障害者職業能力開発校活用の周知
- ④就労移行支援の充実

##### (2) 福祉的就労支援の充実

- ①就労継続支援の充実
- ②商品の販売支援

#### 3 社会参加の促進

- ①障がい者団体活動への支援
- ②障がい者スポーツ・レクリエーションの振興と施設利用の促進
- ③芸術・文化活動の振興
- ④心身の健康づくり活動への参加促進
- ⑤選挙時における配慮

#### 4 バリアフリー化の推進

- ①人にやさしい建築物の整備
- ②道路・歩道の整備改善
- ③冬期間の生活環境の向上
- ④公園施設の整備改善

#### 5 防災・防犯対策の充実

- ①災害時要援護者支援のネットワークづくり
- ②防火対策の充実
- ③防犯対策のためのセーフティネットづくり
- ④緊急通報装置の普及
- ⑤障がいのある人への生活状況の確認

# 1 特別支援教育等の充実

---

## (1) 保育の充実

### ① 保育所の受入れ体制の拡充

障がい等のある幼児に対して、集団保育を通じ健やかな発達を促すことができるよう、保育所での受入れの拡充に向けて、施設整備時等において検討していきます。

### ② 交流保育の充実

子ども通園センターと保育所の連携を図り、交流方法の工夫や機会を拡充し、障がい等のある幼児が健常児との集団の中で、共に育ち合える場づくりに努めます。

### ③ 保育施設・設備の改善

障がい等のある幼児がのびのびと安全な保育を受けることができるよう、施設整備時等においてユニバーサルデザインの視点に立った、施設・設備の改善に努めます。

### ④ 障がい児保育のための職員研修の充実

保育所に通う障がい等のある幼児が集団の場でよりよい発達を遂げて行くことができるよう、保育士の専門性の向上を図るために職員研修の充実に努めます。

## (2) 特別支援教育の充実

### ① 就学相談の充実

障がい等のある幼児・児童・生徒の適切な就学や教育に関して、教育相談を実施するとともに、関係機関等とも連携しながら対応していきます。

### ② 特別支援教育にかかる研修の充実

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等に対する教職員の理解を深めるため、砂川市特別支援教育連携協議会等の研修を実施します。

### ③ 特別支援教育支援員の配置

通常学級における特別支援教育支援員の活用により、発達障がい等を抱える児童・生徒一人ひとりの状況に即した支援を行い、個々の力の育成に努めます。

#### ④ 特別支援教育体制の充実

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等の障がいを持った児童・生徒への支援を充実させるため、学校内の体制整備に努めます。また、卒業後の支援を継続するため、個別の教育支援計画を作成するなど、関係機関と連携した取組等を検討していきます。

#### ⑤ 特別支援教育の普及啓発

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等の障がい等を持つ児童・生徒を早期発見し、適切な教育を行うため、療育・保育・教育・福祉などの関係機関が連携した相談体制の構築を図るとともに、保護者への啓発に努めます。

#### ⑥ 学校施設・設備の改善・充実

特別支援学級に在籍する児童・生徒の実態に合わせた環境づくりを目指し、施設の充実に努めます。

#### ⑦ 放課後等デイサービスの充実

子ども通園センターを中心に実施している放課後等デイサービスの適切な提供に努めます。

#### ⑧ 学童保育の受入れ

今後の入所児童数の動向に注視しながら、障がいのある児童の受入れに努めます。

## 2 就労支援の充実

---

### (1) 一般就労支援の充実

#### ① 障がいのある人の雇用促進

障がいのある人の雇用については、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）などの周知・活用に努めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）と連携し雇用を促進します。

#### ② 市職員としての雇用の拡大

障がいのある人の新規雇用、法定雇用率達成の維持に努めます。また、障がいの程度に応じた施設の整備に加え、「障がいのある人とともに協力し働く」という職員への意識付け（意識改革）を行うなど、障がいのある人にとって「働きやすい職場環境」の構築、改善を図ります。

### ③ 北海道障害者職業能力開発校活用の周知

障がいのある人の就労及びそれにとまなう生活に関する指導・助言・職業訓練の斡旋など、障がいのある人が就労に必要な知識、技能を習得し、職業生活における自立を図れるよう北海道障害者職業能力開発校の積極的な活用について周知に努めます。

### ④ 就労移行支援の充実

一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な訓練を行い個別支援計画に基づき、公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携して求職活動の支援、相談などの支援を行い、就労へとつなげるよう適切なサービスの提供に努めます。

## （２）福祉的就労の充実

### ① 就労継続支援の充実

一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上を図るため、適切なサービスの提供に努めます。

### ② 商品の販売支援

福祉施設に就労する障がいのある人の経済的自立に向けて、商品の紹介・宣伝や販売等の支援に努めます。

## 3 社会参加の促進

---

### ① 障がい者団体活動への支援

障がい者団体が主体的な活動を行うための相談や情報提供、活動スペースの提供などの支援に努めます。また、自立支援センターの有効利用を促進し、入所団体の活動の振興に努めます。

### ② 障がい者スポーツ・レクリエーションの振興と施設利用の促進

障がいのある人が参加できるスポーツ大会やレクリエーションへの参加を支援するとともに、公共施設の利用制度などの情報提供に努めます。

### ③ 芸術・文化活動の振興

芸術・文化活動に関わる情報提供に努め、障がいのある人も参加しやすい環境づくりを推進します。

#### ④ 心身の健康づくり活動への参加促進

広く一般市民を対象に開催する心身の健康づくりなどのイベントに際しては、障がいのあるなしにかかわらず多くの人に参加しやすいよう配慮していきます。

#### ⑤ 選挙時における配慮

障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版による情報提供、投票所における駐車場確保やバリアフリー化、自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度や点字による投票制度の利用周知を図ります。

## 4 バリアフリー化の推進

---

#### ① 人にやさしい建築物の整備

公共施設の新設にあたっては「バリアフリー法」「北海道福祉のまちづくり条例」「北海道福祉のまちづくり指針」等に基づいた整備基準により、施設整備に努めます。

また、施設の利用形態、利用者等を把握した上で、障がい者用トイレ・オストメイト対応トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保など、障がいのある人が使いやすい施設整備を推進します。

#### ② 道路・歩道の整備改善

道路については、歩道の段差解消や点字ブロックの設置など、障がいのある人等が安心して歩道を通行できるよう、更新時期などに合わせ計画的に整備改善を進めます。

視覚に障がいのある人や車椅子利用者等が安心して歩道を通行できるよう、歩道上の不法占用物、違法広告物の解消のため、啓発・撤去指導を行います。

#### ③ 冬期間の生活環境の向上

歩道等を障がいのある人等が安心して通行できるよう、滑り止め材の散布を行い、車道・歩道の除排雪の充実に努め、冬期間の生活環境の向上を図ります。

#### ④ 公園施設の整備改善

公園については、「北海道福祉のまちづくり条例」「砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例」の整備基準に基づき、入口等の段差解消、障がい者用トイレや障がい者用駐車スペースの確保など、利用状況等を勘案し、障がいのある人が利用しやすい施設となるよう更新時期などに合わせ整備を進めます。

## 5 防災・防犯対策の充実

---

### ① 災害時要援護者支援のネットワークづくり

砂川市地域防災計画を基本に、障がいのある人などを災害時要援護者台帳に登録し、各地域（町内会等）と民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び消防機関と連携し体制の確立を図ります。

### ② 防火対策の充実

障がいのある人への防火対策のための予防広報・相談などを積極的に進めるとともに、地域及び関係機関との連携強化に努めます。

### ③ 防犯対策のためのセーフティネットづくり

障がいのため判断能力が十分でない人などの犯罪による被害や消費者トラブルを防止するため、関係機関との連携による各種相談支援体制の充実について検討します。

### ④ 緊急通報装置の普及

急病、災害等の緊急時に、また、心配ごとや相談があったときに連絡できるよう、身体に重度の障がいのある人へ24時間体制で迅速かつ適切に対応できる緊急通報装置の設置を促進し、人命の安全確保及び日常生活の不安解消を図ります。

### ⑤ 障がいのある人への生活状況の確認

一人暮らしなどで障がいのある人へ、市、地域包括支援センター、民生児童委員及び町内会が連携し、地域全体で日常の見守りや声かけによる安否確認を実施していきます。

## 第3節 市民がともに支えあうまちづくりを目指して

### 【現状と課題】

市民がともに支えあうまちづくりの実現に向けて、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人に対する偏見や差別意識をなくす「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

調査結果では、外出の際の人目が気になることがある人が、精神障がいのある人や自立支援医療（精神通院医療）受給者に多く、今後進めるべき施策として、「障がいや病気を抱える人への理解を広めるための教育・広報活動の充実」をあげています。

また、市民向け調査結果では、家族以外で、障がいのある人との関わりがある人は少なく、地域の中や近所において、障がいのある人を手助けした経験がない人が多くなっている反面、障がい者福祉あるいは障がいのある人の生活を支援するための活動意向は比較的高くなっています。

心のバリアフリーを推進し、さらに障がいのある人への支援等に関わる市民を増やしていくためには、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、障がいのある人とない人が交流できる多様な機会を増やしていくことが重要です。

### 【施策体系】

#### 基本目標3 市民がともに支えあうまちづくりを目指して

##### 1 障がいの理解を深める機会の拡充（心のバリアフリー）

###### (1) 福祉教育の推進

- ①障がいの理解を深める学習機会の充実
- ②特別支援学級と普通学級などの交流

###### (2) 交流活動や啓発活動の推進

- ①体験学習の充実
- ②啓発活動やイベント等の促進
- ③「障害者週間」の周知
- ④啓発機会の拡大

##### 2 地域福祉活動の推進

- ①ボランティア活動の推進
- ②ボランティアの育成
- ③障がいのある人のボランティア活動への参加支援
- ④民生児童委員、町内会福祉部等の活動の充実

##### 3 権利擁護体制の充実

- ①日常生活自立支援事業の周知・普及
- ②成年後見制度の周知
- ③虐待防止に向けた取組促進

# 1 障がいの理解を深める機会の拡充（心のバリアフリー）

---

## （１）福祉教育の推進

### ① 障がいの理解を深める学習機会の充実

障がいや、障がいのある人への理解を深めるため、学習時間の確保に努め、福祉教育の一層の充実を図るとともに、保護者への啓発を図ります。

### ② 特別支援学級と普通学級などの交流

特別支援学級と普通学級など障がいのある人とない人がともに参加する機会を拡大するなど、交流促進に努め、理解を深めます。

## （２）交流活動や啓発活動の推進

### ① 体験学習の充実

ボランティア活動等の体験を通じて障がいのある人への理解を深めるなど、体験的な学習機会の充実を図ります。

### ② 啓発活動やイベント等の促進

障がいのある人への理解を深めるため、障がい者施設、事業者等が開催するイベントを促進し、各種ボランティア団体・市内事業所等への啓発活動や、市民の主体的な学習活動等を支援します。

### ③ 「障害者週間」の周知

「障害者週間」（12月3日～9日）の社会的意義を踏まえ、障がい者団体の活動等の周知や啓発に努め、障がいのある人への理解を深めます。

### ④ 啓発機会の拡大

出前講座をはじめとする各種講座や講演会、研修会等、あらゆる機会をとらえて、障がいのある人が直面する課題や障がい者施策、市民の取組についての広報活動を充実し、ノーマライゼーションの浸透に努めます。また、市、関係機関、団体の広報手段も活用し、その啓発に努めます。

## 2 地域福祉活動の推進

---

### ① ボランティア活動の推進

障がいのある人へのボランティア活動の促進のため、社会福祉協議会が行っているボランティアセンターの活動を促進します。

### ② ボランティアの育成

手話通訳や朗読ボランティア、通院介助ボランティア等、障がいのある人のニーズに対応した各種ボランティアの育成を図ります。また、市民ボランティア講座の実施など、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの裾野を広げる取組を支援します。

### ③ 障がいのある人のボランティア活動への参加支援

障がいのある人がボランティア活動に参加しやすいよう、町内会や障がい者団体と連携し、地域活動の機会の確保に努めます。

### ④ 民生児童委員、町内会福祉部等の活動の充実

地域で活動する民生児童委員や町内会福祉部等の活動の充実に向けた各種の取組を実施します。

## 3 権利擁護体制の充実

---

### ① 日常生活自立支援事業の周知・普及

判断能力が十分でない障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の周知を図ります。

### ② 成年後見制度の周知

障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産管理や契約行為などを支援するために、成年後見制度及び地域生活支援事業として実施されている成年後見制度利用支援事業の周知を図ります。

### ③ 虐待防止に向けた取組促進

障がいのある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、関係機関との連携を強化し虐待防止体制の整備充実を図るとともに、障害者虐待防止法（趣旨、虐待の定義、虐待発見者の通報義務、通報後の対応等）について、市民、障がい者団体、関係施設、企業等への啓発活動を行います。